

○周防大島町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格  
及び指名基準等に関する要綱

平成16年10月 1 日

告示第86号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事等について、指名競争入札（以下「入札」という。）により契約を締結する場合に、これに参加する者の資格及び指名基準等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設業者

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。

(2) 測量業者

測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者をいう。

(3) 建設コンサルタント

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第19条第3号に規定する建設コンサルタントで、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。

(4) 地質調査業者

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている者をいう。

(5) 補償関係コンサルタント

補償に関する物件及び権利の調査（測量公簿調査、機械設備等の特殊物件調査、建物・工作物等の一般物件調査、土地等鑑定評価等をいう。） 、事業関連調査（補償計画調査、事業損失調査等をいう。）並びに登記手続等の業務（以下「補償関係コンサルタント業務」という。）を行うことを請負い、又は受託

する営業を営む者をいう。

(6) 建設工事

法第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(7) 測量

測量法第3条に規定する測量をいう。

(8) 建設コンサルタント業務

前払金保証事業法第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。

(9) 地質調査業務

地質調査業者登録規程第2条第1項に規定する地質調査業務をいう。

(入札参加資格)

第3条 町が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）について、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4に定めるもののほか、施行令第167条の11第2項及び周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号）第126条の規定に基づき、建設業者にあつては法第27条の23第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果を、測量業者又は建設コンサルタント、地質調査業者及び補償関係コンサルタント（以下「建設コンサルタント等」という。）にあつては従業員の数、資本の額、経営の規模、状況等を要件として、発注の基準となる建設工事等の金額に応じ必要な等級に区分して格付をするものとする。

2 前項の発注の基準となる建設工事等の金額及び必要な等級に区分する格付は、別表のとおりとする。

(資格審査の申請)

第4条 町長は、入札参加資格の審査を受けようとする者をして建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。ただし、町長が特に認めたときは、当該書類を省略することができる。

(1) 営業に必要な許可又は登録を得たことを証する書類の写し

- (2) 商業登記簿の謄本（個人の場合は、身分証明書）
- (3) 営業所一覧表（町外業者に限る。）
- (4) 建設工事等経歴書
- (5) 納税証明書（町内業者は、国税、町税。町外業者は、国税。ただし、町内に営業所等を有する場合は、町税。なお、国税の場合は、未納税額のない証明、町税の場合は、滞納のない証明。）
- (6) 建設業者にあつては経営事項審査結果通知書の写し、測量業者にあつては、測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し、また建設コンサルタント業者にあつては現況報告書の写し。
- (7) 技術者経歴書
- (8) 入札参加資格審査申請総括表
- (9) その他町長が特に必要と認める書類  
（資格審査申請書の提出期間）

第5条 資格審査申請書の提出期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期の資格審査にあつては、当該審査の申請をする年の2月1日から2月末日までの期間
- (2) 臨時の資格審査にあつては、町長が必要の都度定める期間  
（資格審査及び名簿への登録）

第6条 町長は、資格審査申請書の提出を受けたときは、入札参加資格があるかどうかの審査（以下「資格審査」という。）をするものとする。

2 町長は、前項の資格審査の結果、入札参加資格を有するものと認めた者（以下「有資格業者」という。）については、その商号又は名称、代表者の氏名、事務所所在地等を速やかに指名建設業者等名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

3 前項に規定する名簿の有効期間は、当該登録の日から翌々年の定期の資格審査の結果に基づく名簿への登録の日の前日までとする。

（資格審査申請書の変更届）

第7条 町長は、有資格業者をして次に掲げる事項について変更を生じたときは、建設工事等入札参加資格審査事項変更届に必要な書類を添えて提出させるものと

する。

- (1) 許可（登録）番号又は許可（登録）年月日
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 営業所の名称又は所在地
- (5) 技術職員の増減（町内の業者に限る。）
- (6) 代理人

（共同企業体の特例）

第8条 町長は、別に定めるところにより、共同企業体を結成して入札参加資格の審査を受けようとする者に対し、共同企業体競争入札参加資格審査申請書に町長が別に定める書類を添えて提出させるものとする。

（更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例）

第9条 有資格業者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該更生手続開始の決定又は当該再生手続開始の決定を受けた者は、建設工事等競争入札参加資格再審査申請書に町長が別に定める書類を添えて提出させるものとする。

（指名基準）

第10条 町長は、入札に参加させる者の指名に当たっては、有資格業者のうちからなるべく次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる業者数以上を指名するものとする。

請負対象設計金額	指名業者数
500万円未満	4業者以上
500万円以上1,000万円未満	5業者以上
1,000万円以上2,000万円未満	6業者以上
2,000万円以上5,000万円未満	7業者以上
5,000万円以上	8業者以上

2 町長は、入札に参加させる者の指名に当たっては、第3条第1項の規定により

必要な等級に区分し格付をした者については、発注の基準となる建設工事等の金額に対応する等級に属する者のうちから指名するものとする。

3 前項の規定に関わらず、有資格業者の人数が少数である場合、その他必要がある場合においては、町長は、当該発注の基準となる建設工事等の金額に対応する等級の直近下位又は直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。この場合においてその数は原則として総数の2分の1を超えてはならない。

4 災害等により緊急に施工を必要とするもの又は町長が特に必要と認めるものについては、前3項の規定によらないことができる。

5 町長は、入札に参加させる者の指名に当たっては、次表に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

1 不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 工事請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その状態が継続していることから、請負業者として不適当であると認められる場合 ① 工事請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合 ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、下請人届出等により請負業者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合 (2) 警察当局から町長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに請負業者として不適当であると認められる場合 (3) 請負業者において、発注者及び地域関係者の信頼を著しく損なう言動等があり、請負業者として不適当であると認められる場合
2 経営状況	会社更生法に基づく会社更生手続開始の申立てがなさ

	れ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。
3	工事管理 工事技術検査等において、施工管理等が著しく劣ると認められる者は指名を留保する。
4	地理的条件 本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断すること。
5	技術的適正 次の要件について総合的に判断すること。 （１） 発注工事と同種工事、かつ、同程度と認められる技術的水準の工事について相当の施工実績があること。 （２） 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 （３） 発注工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められること。
6	安全管理の状況 安全管理に関し関係機関からの指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不適當であると認められるときは、指名しないこと。
7	労働福祉の状況 （１） 賃金不払に関する関係機関からの通報が町長に対してあり、その状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不適當であると認められる

ときは、指名しないこと。

(2) 建設業退職金共済組合又は、中小企業退職金共済事業団に加入、契約履行している場合は、これを十分尊重すること。

(その他留意事項)

第11条 町長は、前条に定めるもののほか、入札に参加させる者の指名に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用の低下がなく、かつ、契約の履行が確実と認められる者であること。
- (2) 入札に付する建設工事等の性質又は目的により、法令の規定に基づく官公署等の許可又は認可を必要とするものにあつては、当該許可又は認可を受けている者であること。
- (3) 入札に付する建設工事等の施工に当たり必要となる原材料、労務その他を容易に調達して施工することが可能な者であること。
- (4) 入札に付する建設工事等と同種の工事实績が良好な者であること。
- (5) 指名に際し、有資格業者の経営規模、手持工事の状況等からして当該入札に付する建設工事等についての施工能力に余裕があると認められる者であること。
- (6) 入札に付する建設工事等の性質上、特殊な技術、機械、器具又は生産設備等を必要とする場合においては、当該技術、機械、器具又は生産設備等を有する者若しくは確保できる者であること。
- (7) 入札に付する建設工事等について、政府機関若しくはこれに準ずる機関の検定基準又は標準規格等に合格した物品等を使用する必要があると認められる場合においては、当該物品等を使用又は納入できる者であること。
- (8) 入札に付する建設工事等を適正に履行するために必要となる技術体制を有する者であること。

(登録の消除)

第12条 町長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当したときは名簿の登録を消除し、その旨を本人に通知するものとする。

- (1) 営業に関し、法律上必要とする許可又は登録の取消しを受けたとき。

(2) 施行令第167条の4第1項又は同条第2項各号のいずれかに該当し、入札への参加ができない旨の決定を受けたとき。

(契約等審査会の付議)

第13条 町長は、前条に規定する登録の消除を決定するに当たっては、あらかじめ周防大島町建設工事等指名審査会要綱（平成16年周防大島町告示第84号）第2条に定める周防大島町建設工事等審査会の意見を聴くものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年5月11日告示第31号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年6月1日以降に指名通知を行う入札から適用する。

附 則（平成23年4月13日告示第41号）

この告示は、平成23年4月15日から施行する。

附 則（平成25年4月24日告示第55号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第22号）

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する

附 則（令和6年年5月31日告示第84号）

この告示は、平成6年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

発注の基準

建設工事の 種類及び金 額 等級区分	建設工事	
	土木一式工事	建築一式工事

A級	3,000万円以上	1,000万円以上
B級	3,000万円未満	1,000万円未満
C級	<u>800万円未満</u> (旧500万円未満)	

(備考)

- 1 上記以外の工種（建設コンサルタント等を含む。）について格付けを行わず、必要に応じて総合評定値、施工実績等により業者を選定することができる。
- 2 特殊な工事、高度な技術を要する工事（漁港、下水道及び建築工事等を含む。）については、それぞれの工事内容等に適応した業者を選定することができる。
- 3 災害復旧工事については、工事内容、地域性等を考慮して、上記によらないで業者を選定することができる。